

# 日本年金機構からのお知らせ

## ご案内

### 納入告知書の送付スケジュールおよびオンライン事業所年金情報サービスの利用について

社会保険の保険料額については、毎月20日頃、「納入告知書」（口座振替で納付している事業所には「保険料納入告知額・領収済額通知書」）を送付し、お知らせしています。納入告知書の送付スケジュールについては、裏面下部のURLまたは二次元コードから「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」にアクセスし、確認してください。

なお、「納入告知書」等は、郵便事情により到着に時間がかかることがあり、納付期限までの日数が短くなる場合があります。口座振替で納付している事業所は、オンライン事業所年金情報サービスにより、すみやかに納入告知額を確認できる「保険料納入告知額・領収済額通知書」の電子送付サービスをご利用いただけますので、是非ご利用ください。

## ご案内

### 令和6年10月からの短時間労働者の適用拡大に向けてお早めに準備をお願いします

令和6年10月から「特定適用事業所」に該当する事業所の範囲が、被保険者数が**常時101人以上の事業所から常時51人以上の事業所に拡大**されます。「特定適用事業所」に勤務する短時間労働者は、健康保険・厚生年金保険の適用対象となることから、新たに特定適用事業所に該当する事業所は、届書の準備、社内周知・従業員への説明等早めの準備をお願いします。

#### <加入対象（短時間労働者）の要件>

- |  |   |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 週の所定労働時間が20時間以上 | <input type="checkbox"/> 2カ月を超える雇用の見込みがある |
| <input type="checkbox"/> 所定内賃金が月額8.8万円以上 | <input type="checkbox"/> 学生ではない           |

#### ○ 被保険者数が常時51人以上の事業所とは

厚生年金保険の被保険者（短時間労働者は含まない、共済組合員を含む）の総数（※）が、1年のうち6カ月以上51人以上となることが見込まれる事業所のことです。

※ 法人事業所の場合は、法人番号が同一であるすべての適用事業所の被保険者の総数、個人事業所の場合は、適用事業所単位の被保険者数となります。

#### ○ 適用拡大に向けた準備に以下をご活用ください

#### 専門家活用支援事業

事業主・従業員の皆さまへのご説明（適用拡大に向けた準備の検討、従業員への説明サポート、手続きに関するアドバイス等）のために、ノウハウ豊かな社会保険労務士等を無料で派遣します。

#### <お申し込み方法>

- まずは管轄の年金事務所にお電話ください。
- 後日「専門家派遣依頼届」を管轄の年金事務所にご提出ください。

詳細は裏面下部のURL又は二次元コードから「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

#### 適用拡大特設サイト（厚生労働省ホームページ）



適用拡大特設サイトには、適用拡大に向け、様々な場面で活用できるパンフレットや動画等を掲載しています。

<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/index.html>



令和5年10月から年収の壁対策として、キャリアアップ助成金に「社会保険適用時処遇改善コース」を新設しました。労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入増加の取組を行った事業主に助成します。

○ キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」

(1) 手当等支給メニュー

要件	1人当たり助成額※
① 賃金の <b>15%以上</b> を追加支給すること	1年目 <b>20万円</b>
② 賃金の <b>15%以上</b> を追加支給するとともに、3年目以降、以下の③の取組が行われること	2年目 <b>20万円</b>
③ 賃金を <b>18%以上</b> 増額させていること（労働時間の延長との組み合わせも可能）	3年目 <b>10万円</b>

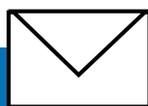
(2) 労働時間延長メニュー

週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額※
4時間以上	—	<b>30万円</b>
3時間以上 4時間未満	<b>5%以上</b>	
2時間以上 3時間未満	<b>10%以上</b>	
1時間以上 2時間未満	<b>15%以上</b>	

※助成額は中小企業の場合です。大企業の場合は3/4の額になります。

詳細は都道府県労働局またはハローワークまでお問い合わせください。また、キャリアアップ助成金の特設ページもご覧ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/syakaihoken\\_tekiyou.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/syakaihoken_tekiyou.html)



年金だより

年金委員制度のご案内

年金委員とは、厚生労働大臣からの委嘱を受けて、政府が管掌する厚生年金保険や国民年金に関する適用・保険料・給付などについて、事業所や地域において啓発、相談、助言などの活動を行う民間協力員です。年金委員には、当機構から定期的に制度改正や手続きに関する情報提供を行っています。

年金委員は、活動範囲によって「職域型」と「地域型」の2種類があり、ここでは主に事業所内で活動いただく、「職域型」年金委員をご案内します。

【職域型年金委員とは】

委嘱対象者	適用事業所における被用者年金に関する事務を担当されている方 など
活動範囲	主に事業所内
主な活動内容	お勤め先の社員やそのご家族を対象に、以下のような活動をお願いしています。 ○ 公的年金制度に関するポスターやリーフレットの掲示・設置・配架 ○ 当機構が主催する制度や事務手続きに関する年金委員研修会への参加 など

「職域型」年金委員が設置されていない事業所におかれましては、ぜひ管轄の年金事務所まで推薦をお願いします。詳細は下部のURLまたは二次元コードから「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

日本年金機構からのお知らせ 特集ページ

「日本年金機構からのお知らせ」の補足情報等を掲載しています。

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetu/kikou-oshirase.html>



日本年金機構公式X (旧Twitter) @Nenkin\_Kikou

公的年金に関する各種手続きやお知らせなどを随時発信しています。ぜひフォローいただきご利用ください。

日本年金機構HP <https://www.nenkin.go.jp/>